

## 教育委員会会議録

開会の日時	平成31年2月13日 午後7時00分
閉会の日時	平成31年2月13日 午後7時51分
会議の場所	伊勢市教育委員会 小俣総合支所2階 第1・第2会議室
出席者の氏名	教育長 北村 陽 教育長職務代理者 田口 昇 教育委員 山田 やす子・中西 康裕・鍋島 健二・中村 孝史
会議録に署名する委員氏名	中西 康裕・鍋島 健二
会議に出席した者の職・氏名	(説明のために出席した者) 学校教育部長 橘 泰平 学校統合推進室長 丸山 光 学校教育課長 籠谷 芳行 社会教育課長 岩村 敏彦 文化振興課長 黒瀬 好子 教育研究所長 濱口 憲子 教育総務課副参事 前村 忍 教育総務課管理係長 松田 和裕 学校教育課副参事 大島 充代 スポーツ課主査 中井 一裕 (職務のために出席した事務局職員) 教育総務課総務係主事 岡村 基司
会議に付した事件	議案第4号 平成31年度教育関係予算について 議案第5号 平成30年度教育関係補正予算(第5号)について 議案第6号 伊勢市立公民館条例等の一部改正について 議案第7号 伊勢市附属機関条例の一部改正について 議案第8号 伊勢市文化財保護条例の一部改正について 議案第9号 伊勢市観光文化会館改修工事(機械設備工事)の請負契約について 議案第10号 伊勢市立の小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部改正について 議案第2号 伊勢市立幼稚園規則の一部改正について【継続案件】
会議の要旨	別添のとおり

## 教育長

開会の宣言

会議録署名委員の指名 中西委員、鍋島委員を指名

議案第4号 平成31年度教育関係予算について

議案第5号 平成30年度教育関係補正予算（第5号）について

議案第6号 伊勢市立公民館条例等の一部改正について

議案第7号 伊勢市附属機関条例の一部改正について

議案第8号 伊勢市文化財保護条例の一部改正について

議案第9号 伊勢市観光文化会館改修工事（機械設備工事）の請負契約について

議案第10号 伊勢市立の小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部改正について

議案第2号 伊勢市立幼稚園規則の一部改正について【継続案件】

議案第4号から議案第9号は、市議会3月定例会提出前の意思形成過程であるため、伊勢市教育委員会会議規則第14条の規定において非公開とする旨、教育長から提案され承認。

## 教育長

前回の定例教育委員会からの報告をします。

前回の教育委員会から、子どもたちや教職員、事務局職員や相手方が大きなけがをするなどの重大な交通事故は発生していません。

しかし、この時期になりますと中学生が自分の将来の進路、高校受験の時期となり、精神的に不安定になる時期でもあり、自ら命を絶つなど重大事案が発生することが懸念されることから、来週の小中校長会では生徒指導の充実ということで、児童生徒と面談をする機会を持つように依頼するところです。

私立高等学校の入試は終了し、県立高校の前期入学者選抜の発表が15日の予定です。

また、歓送迎会など飲酒の機会が増えることから、飲酒運転の禁止やセクハラ、体罰の禁止など、市職員も教職員も服務規律の確保について周知徹底を図っていきたいと考えています。

教職員の人事異動については、来月の中学校の卒業式の頃には、一般教職員と管理職員の異動内示を行う予定となっています。

スポーツ課においては、市町対抗駅伝が2月17日に開催予定となっております。都道府県対抗全国中学生ソフトテニス大会があと1ヵ月後と迫ってきています。

文化振興課でも企画展を準備しています。

また、3月になりますと来年度予算の編成時期であり、新年度から施行される条例や規則の改正が数多く出てきます。委員の皆様には、どうぞよろしくお願います。

以上で報告を終わります。

## **教育長**

それでは、議事に入ります。議案第4号「平成31年度教育関係予算について」を議題といたします。

学校教育部長から提案説明を行います。

(以下、審議内容については非公開)

(原案どおり承認)

## **教育長**

続きまして、議案第10号「伊勢市立の小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部改正について」を議題といたします。

学校教育部長から提案説明を行います。

## **学校教育部長**

69ページをご覧ください。

これは、学校教育法等の一部を改正する法律が平成30年6月1日公布され、平成31年4月1日から施行されることに伴い、所要の規定の整備を行うものでございます。

なお、詳細につきましては学校教育課から説明をいたしますので、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

## **学校教育課副参事**

議案第10号「伊勢市立の小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部改正について」ご説明申し上げます。

今回の改正は、学校教育法等の一部を改正する法律が平成30年6月1日公布され、平成31年4月1日から施行されることに伴いまして、所要の規定の整備を行うものでございます。

現在、小学校、中学校、高等学校等においては、文部科学大臣の検定を経た教科用図書又は文部科学省が著作の名義を有する教科用図書を使用しなければならないこととなっております。

今回の学校教育法の一部改正は、情報通信技術の進展等に鑑み、児童生徒の教育の充実を図るために必要があると認められる教育課程の一部において、また、障がいのある児童生徒の学習上の困難の程度を低減させる必要があると認められるときは、教育課程の全部または一部において、学習者用デジタル教科書を使用することができることとする等の措置が講じられたものです。学習者用デジタル教科書とは、紙の教科書と同一の内容がデジタル化された教材であり、検定済教科用図書等の発行者が作成するものです。

その使用については、各学校において、児童生徒の学習の充実等を図るために、実態に応じて使用するかどうか判断することとなりますが、使用については、地

方教育行政の組織及び運営に関する法律第 33 条第 2 項によりあらかじめ、教育委員会に届け出させ、又は教育委員会の承認を受けさせることとされていることから、今回、伊勢市立の小学校及び中学校の管理運営に関する規則第 17 条において、届出を要する教材に追加するものでございます。

以上、議案第 10 号「伊勢市立の小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部改正について」ご説明申し上げます。

何卒、よろしくお願いいたします。

#### **教育長**

ただ今、学校教育課から説明をいたしました。ご意見ご質問はございませんか。

#### **教育長**

ご意見ご質問も無いようですが、補足説明はありますか。

#### **学校教育課副参事**

この学習者用デジタル教科書は、現在普及が進んでおります指導者用デジタル教科書、教材の一部を拡大したり、大型提示装置において子どもたちへの提示をするといった物とは別の物でございます。

子どもたちが学習者用のコンピュータ・タブレット等において一人一人が使用するという物になってございます。

また、検定済みの教科書につきましては、無償給与されるということになっておりますが学習者用デジタル教科書については、無償給与の範囲では無いということでございます。

#### **教育長**

これは現在入って使っているのですか。そうでもないのですか。これからということですか。

もし入りましたら委員の皆さまにも、言葉だけではなくて一度見ていただくといいと思います。少しイメージが掴み難かったと思いますので、また見ていただけますようよろしくお願いいたします。

#### **教育長**

ご意見ご質問も無いようですので、採決を採ります。

議案第 10 号「伊勢市立の小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部改正について」は、原案どおりお認めいただくことにご異議ございませんか。

〔異議なしの声〕

異議なしとのことでございます。よって、議案第 10 号「伊勢市立の小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部改正について」は、原案どおり承認するこ

とに決定をいたしました。

### **教育長**

続きまして、継続案件となっております議案第2号「伊勢市立幼稚園規則の一部改正について」を議題といたします。

学校教育部長から提案説明を行います。

### **学校教育部長**

72 ページをご覧ください。

これは、子ども・子育て支援法施行令及び子ども・子育て支援法施行規則の一部改正並びに幼稚園教育要領の改訂により、規則を改正しようとするものでございます。

なお、詳細につきましては教育総務課から説明をいたしますので、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

### **教育総務課副参事**

議案第2号「伊勢市立幼稚園規則の一部改正について」ご説明申し上げます。

ご説明の前に、幼稚園保育料の算定の概略を申し上げますと、幼稚園保育料は、児童の属する世帯の市民税所得割額を基に決定され、課税状況により6つの階層に分かれているところでございます。

それでは、改めましてご説明をさせていただきます。

今回の改正の1点目は、地方税法上の寡婦等に該当する母子世帯及び父子世帯には、市民税の軽減措置が適用されていますが、未婚のひとり親については、状況が同様であった場合でも、市民税の軽減措置が適用されておらず、市民税所得割額を基に決定する幼稚園保育料に差が生じておりました。今回、子ども・子育て支援法施行令及び子ども・子育て支援法施行規則の改正により未婚のひとり親についても、保育料を算定するに当たっては、地方税法上の寡婦等とみなし、同様の軽減措置を適用し幼稚園保育料の算定を行えるようにするものでございます。

なお、本市では既に平成28年度から独自に同様の施策を行っているところでありますが、今回の改正にあわせ、改めて規則に明記しようとするものです。

2点目は、地方税法の改正に伴い指定都市に住所を有するものについて、市県民税の税率が改められ、指定都市以外に住所を有するものより税率が引き上げられました。冒頭、申し上げましたとおり幼稚園保育料は、市民税の所得割額を基に算定していることから、指定都市に住所を有するものとそれ以外のもので所得が同一であるにもかかわらず、不平等が生じることになるため、指定都市において市民税所得割額が課税されている保護者について、幼稚園保育料の算定においては、その他の市町村の課税割合で算定し直した市民税所得割額を使用できるようにするものでございます。

3点目といたしましては、平成30年3月に幼稚園教育要領が改訂され、新たな指導要録の参考例が文部科学省から示されたため、既存の様式を新幼稚園教

育要領に沿ったものに改正するものでございます。

それでは、79 ページの新旧対照表をご高覧ください。

中段の備考4及び5において、未婚のひとり親について、地方税法上の寡婦とみなし、保育料を算定することについての改正がなされています。

続いて80 ページの備考6において、保育料を決定する上で市民税所得割額を算定する場合には、指定都市に居住するものであっても、指定都市以外の市の区域内に居住するものとして、市民税所得割額を算定することの改正がなされています。

最後に、81 ページ様式第1号から86 ページ様式第3号につきましては、新幼稚園教育要領に沿った形で、下線のとおり文言の追加・修正等をしております。

以上、伊勢市立幼稚園規則の一部改正について、ご説明をさせていただきました。

何卒、よろしく願いいたします。

#### **教育長**

ただ今、教育総務課から説明をいたしました。ご意見ご質問はございませんか。

#### **教育長**

ご意見ご質問も無いようですので、採決を採ります。

議案第2号「伊勢市立幼稚園規則の一部改正について」は、原案どおりお認めいただくことにご異議ございませんか。

〔異議なしの声〕

異議なしとのことでございます。よって、議案第2号「伊勢市立幼稚園規則の一部改正について」は、原案どおり承認することに決定をいたしました。

#### **教育長**

以上で本日の審査案件はすべて終了いたしました。

委員の皆さんから何かございましたらお願いいたします。

#### **教育長**

特にないようですので、これをもちまして教育委員会を閉会いたします。